改正後

目次

第一章　（略）
第二章　所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化のための特別の措置
第一節・第二節　（略）
第三節　所有者不明土地の管理の適正化のための措置（第五十三条）
第三章　土地の所有者の効果的な探索のための特別の措置（第五十四条―第五十七条）
第四章　所有者不明土地利用円滑化等推進法人（第五十八条）
第五章　雑則（第五十九条・第六十条）

第一章　総則

（土地所有者確知必要情報を保有すると思料される者）

第一条　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第一条第二号の国土交通省令で定める者は、次に掲げるもの（国の行政機関の長又は地方公共団体の長（以下「国の行政機関の長等」という。）が所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下「法」という。）第四十二条の規定による命令又は相続財産の管理人の選任の請求をしようとする場合にあっては、第五号から第八号までに掲げるものを除く。）とする。ただし、第二号、第三号、第十号イ並びに第十一号イ及びロに掲げる者については、令第一条第一号から第四号まで並びに令第八条第一号から第四号まで及び令第九条第一号から第四号まで又は令第十一条第一号から第四号までに掲げる措置（法第四十二条の規定による命令又は相続財産の管理人の選任の請求をしようとする場合にあっては、令第一条第一号から第四号までに掲げる措置）により判明したものに限る。

一～十一　（略）

第二章　所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化のための特別の措置

（障害物の伐採等の公告及び通知の方法）

第六条　法第七条第二項の規定による公告は、官報又は都道府県若しくは市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

２　（略）

（裁決申請書の様式）

第十条　令第七条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第五によるものとする。

（物件所有者確知必要情報を保有すると思料される者）

第十一条　令第八条第二号の国土交通省令で定める者は、次に掲げるものとする。ただし、第二号、第三号、第六号イ並びに第七号イ及びロに掲げる者については、令第一条第一号から第四号まで、令第八条第一号から第四号まで及び令第九条第一号から第四号までに掲げる措置により判明したものに限る。

一～三　（略）

四　令第八条第五号に規定する措置をとってもなお当該物件の所有者の全部又は一部を確知することができなかった場合においては、当該措置の対象者

五～七　（略）

（物件の所有者と思料される者が記録されている書類）

第十二条　第二条第一項の規定は、令第八条第三号の国土交通省令で定める書類について準用する。

２　第二条第二項の規定は、令第八条第四号の国土交通省令で定める書類について準用する。

改正前

目次

第一章　（略）
第二章　所有者不明土地の利用の円滑化のための特別の措置
第一節・第二節　（略）
第三章　土地の所有者の効果的な探索のための特別の措置（第五十三条―第五十六条）
第四章　雑則（第五十七条・第五十八条）

第一章　総則

（土地所有者確知必要情報を保有すると思料される者）

第一条　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第一条第二号の国土交通省令で定める者は、次に掲げるもの（国の行政機関の長又は地方公共団体の長（以下「国の行政機関の長等」という。）が所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下「法」という。）第三十八条の規定による命令又は相続財産の管理人の選任の請求をしようとする場合にあっては、第五号から第八号までに掲げるものを除く。）とする。ただし、第二号、第三号、第十号イ並びに第十一号イ及びロに掲げる者については、令第一条第一号から第四号まで並びに令第六条第一号から第四号まで及び令第七条第一号から第四号までに掲げる措置（法第三十八条の規定による命令又は相続財産の管理人の選任の請求をしようとする場合にあっては、令第一条第一号から第四号までに掲げる措置）により判明したものに限る。

一～十一　（略）

第二章　所有者不明土地の利用の円滑化のための特別の措置

（障害物の伐採等の公告及び通知の方法）

第六条　法第七条第二項の規定による公告は、官報、公報その他所定の手段により行わなければならない。

２　（略）

（裁決申請書の様式）

第十条　令第五条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第五によるものとする。

（物件所有者確知必要情報を保有すると思料される者）

第十一条　令第六条第二号の国土交通省令で定める者は、次に掲げるものとする。ただし、第二号、第三号、第六号イ並びに第七号イ及びロに掲げる者については、令第一条第一号から第四号まで、令第六条第一号から第四号まで及び令第七条第一号から第四号までに掲げる措置により判明したものに限る。

一～三　（略）

四　令第六条第五号に規定する措置をとってもなお当該物件の所有者の全部又は一部を確知することができなかった場合においては、当該措置の対象者

五～七　（略）

（物件の所有者と思料される者が記録されている書類）

第十二条　第二条第一項の規定は、令第六条第三号の国土交通省令で定める書類について準用する。

２　第二条第二項の規定は、令第六条第四号の国土交通省令で定める書類について準用する。